

シンガポールにおける財務報告 — 中小企業版財務報告基準を中心として —

Financial reporting in Singapore

浮 田 泉 *
Izumi Ukita

抄録

シンガポールで設立された会社は、シンガポール財務報告基準に準拠することが要請されている。シンガポール財務報告基準は、国際財務報告基準とほぼ一致しており、完全なコンバージェンスを行うことを発表している。中小企業版の財務報告基準についても同様の対応が考えられるが、積極的な外資導入、不動産開発および投資等、シンガポール特有の状況も見られる。

Abstract

It is requested that the company established in Singapore should be based on the Singapore Financial Reporting Standards. The Singapore Financial Reporting Standards is mostly in agreement with the International Financial Reporting Standards, and has announced performing a perfect convergence. Although correspondence with the same said of the Financial Reporting Standards for small and medium-sized Entities can be considered, situations peculiar to Singapore, such as the positive introduction of foreign capital, real estate development, and investment are also seen.

1. はじめに

シンガポールで設立された会社は、2003年1月1日以降に始まる事業年度の財務報告について、シンガポール財務報告基準（Financial Reporting Standards, 以下、SFRS）に準拠することが要請されている。SFRSの内容は、IFRSとほぼ一致しており、IFRSの改訂に合わせて、SFRSについても改訂が行われる。シンガポールは、2012年までにSFRSのIFRSへの完全なコンバージェンスを行うことを発表した。中小企業は、2011年1月1日以降に始まる事業年度から、中小企業のための財務報告基準を選択適用できることとなった。これに関しても、中小企業版IFRS

* 関西国際大学人間科学部

(IFRS for SMEs) とほぼ一致した内容である。

本稿では、シンガポールの証券市場を概観した後、シンガポールの会計基準設定主体である会計基準審議会 (Accounting Standards Council, 以下, ASC) が公表したステートメント (Singapore Financial Reporting Standard for Small Entities – ASC Statement on Applicability) を中心として、中小企業への IFRS の導入状況を概観する。

2. シンガポール市場の概要

シンガポール証券取引所 (SGX) には、2010年12月現在、783社が上場している。そのうち41.2%にあたる323社が外国企業である。市場は、第一部市場 (メインボード) と第二部市場 (カタリスト) で構成されている。2010年12月現在の東京証券取引所の上場企業数は2,292社であるが、2006年以降、上場企業数は減少している。それに対して、シンガポール証券取引所の上場企業数は上昇している。また、新規上場数を比較してもシンガポール証券取引所の方が上回っていることがわかる。

表1 上場企業数と新規上場数の推移

		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
上場企業数	シンガポール証券取引所	686	708	762	767	773
	東京証券取引所	2,351	2,416	2,414	2,390	2,335
新規上場数	シンガポール証券取引所	112	108	112	60	40
	東京証券取引所	99	114	68	54	23

また、カタリスト市場においては、上場時の審査や上場後の監督を「スポンサー」という投資銀行や証券会社等が行うことになっているのも、特徴の一つであるといえる。「スポンサー」は、シンガポール証券取引所が認可した金融機関である。

表2 シンガポール証券市場

	メインボード	カタリスト
対象	一定の実績をあげた企業	新興企業
上場基準	定量基準(*)を満たす	定量基準は求めない
規模	大規模企業	中小企業
上場時の審査	SGX	スポンサー(**)
上場後の監督	SGX	スポンサー
会計基準	シンガポール会計基準、IFRS、米国会計基準	
上場後の開示	年次決算報告(決算日後60日以内) 半期財務情報(半期決算日後45日以内) 四半期財務情報(7,500万ドル超の企業は四半期決算後、45日以内) 継続義務	

(*)税引前利益、時価総額、経営の連続性
(**)SGXが認可した投資銀行、証券会社等

3. シンガポール基準の採用

かつては、シンガポール公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Singapore) が会計基準設定主体であり、シンガポール会計基準書 (Statements of Accounting

Standard) を公表していたが、2002年の会社法改正により企業開示統治委員会 (Council on Corporate Disclosure and Governance) が財務報告基準を公表することとなった。会計基準の設定主体がパブリック・セクターに変更になり、財務情報の透明性・比較可能性を達成するため、会計基準は IAS および IFRS に準拠して作成され、財務報告基準解釈指針 (Interpretation of IFRS) についても基準番号を一致させている。会計基準設定主体は、2007年から ASC に変更になっているが、Word to Word で IFRS の内容をほぼそのまま使用している。

シンガポールの会社法は、イギリスおよびオーストラリアの会社法を参考にしており、IFRS へのアドプションも概念レベルの問題はないとされる。2012年までに SFRS の IFRS への完全なコンバージェンスを行うとしているが、あくまでもシンガポール基準を用いることとしており、これによってカーブアウトの権限を残していることになる。また、上場している割合の高い外国企業に関しては、SFRS に代えて IFRS または米国会計基準を選択することが認められている。

4. 中小企業版 IFRS

4.1. 導入の目的

ASC は、2008年から中小企業向けの財務報告基準の策定を始め、パブリックコメントも募集していた。2010年11月、中小企業版 SFRS (SFRS for Small Entities) として中小企業版 IFRS (IFRS for SMEs) を採用した。

中小企業版 SFRS は中小企業版 IFRS とほぼ同じであり、中小企業版 IFRS に合わせてある。その理由は、中小企業版 IFRS は、完全版 IFRS のフレームワークの原則を前提とし、国際的にハイクオリティな基準であると認識されている強固で包括的な基準であると ASC が考えているためである。

中小企業版 SFRS 導入の目的は、小会社および閉鎖会社には、よりシンプルな財務報告基準が求められているため、それに合わせた基準を設定することにある。完全版 SFRS で要求されている相当数の認識・測定基準と、詳細な開示要件から起こる財務報告の負担を削減することが可能となる。また、財務諸表の利用者の目的に合った情報を提供する為でもある。

本基準の目的に照らして、企業の範囲は、会社法、または以前のシンガポールの法律に基づいて設立された会社、およびシンガポールにおける営業に関して会社法で定義された外国企業である。

4.2. 中小企業版 SFRS の適用可能性

(1) 公的な説明責任

中小企業版 SFRS は、2011年1月1日以降に始まる事業年度における企業の一般目的財務諸表の作成および開示にあたって、完全版 SFRS の代替的なフレームワークとして、適用する (ASC[2010], par.3)。

中小企業版 SFRS は、公的な説明責任を有していないが、外部利用者に対して一般目的財務諸表を公表している小企業に適用できる。公的な説明責任を有する企業とは、以下の場合に該当する (ASC [2010], par.4)。

- ① 負債金融商品または持分金融商品が公的な市場で取引されているか、公的な市場 (国内あ

るいは外国の証券取引所、または地方および地域の市場を含む店頭市場)で取引するために当該金融商品の発行を準備中である。

- ② 預金事業企業であり、主要事業の一つとして、広範な外部者グループのために、その受託能力によって資産を保有している。
- ③ シンガポール会社法において定義される公開会社である。
- ④ 公益会社法において定義される公益企業である。

(2) 適格企業

次の三つの基準のうち、少なくとも二つにあてはまる場合は、中小企業として適格となる(ASC [2010], par.6)。

- ① 年間総収益が1,000万 S ドル未満である。
- ② 総資産が1,000万 S ドル未満である。
- ③ 総従業員数が50人未満である。

中小企業版 IFRS の場合は、“Small and Medium-sized Entities” が対象となっているが、シンガポールの場合は”Small Entities” が対象となっている。この基準によると、シンガポール国内の約80%の企業が適格企業にあたると思われる。

(3) 選択適用

上記の基準に従って中小企業として適格である場合でも、中小企業版 SFRS の適用は強制されるものではなく、完全版 SFRS か中小企業版 SFRS のいずれかを選択できる。たとえば上場を計画している企業は、完全版 SFRS を選択する方が都合がよい可能性もある。公的な説明責任がなく、適格基準をすべて満たしている限りは、中小企業版のフレームワークを適用する資格がある。しかしながら、一旦上場すると完全版 SFRS を適用しなければならないので、中小企業版 SFRS から完全版 SFRS への移行手続き等を勘案すると、中小企業版を適用せずに完全版を適用することを選択する経営者もいると想定される。

他方、ある会計方針は完全版 SFRS を適用し、また別の会計方針は中小企業版 SFRS を適用するというように、部分的な適用や二つの基準を混在させるようなことは認められていない。

4.3. 規模基準の決定

(1) 規模測定的基础

ある企業が複数の子会社を持ち、連結財務諸表の作成を要求されているか、または連結財務諸表の作成を選択している場合、総収益、総資産、総従業員数は、連結ベースで決定し、単一経済実体としての企業ベースでは決定しない(ASC [2010], par.7)。

総収益および総資産は、完全版 SFRS と中小企業版 SFRS のいずれを適用する場合でも、財務報告期間の期末において決定する。財務報告期間が1年未満あるいは1年を超える場合、総収益は財務報告期間を1年(12ヶ月)として1000万 S ドルを超えなければならない。

従業員数は、財務報告期間の期末に報告企業によって雇用されているフルタイムの従業員数をベースにする。たとえば、下請け契約の従業員は通常、報告企業従業員ではないので、従業員数の決定にあたってそれを含めてはならない。

(2) 規模の識閥

IASB は、中小企業版 SFRS の利用から経済的に重要な企業を排除するために、適格である規

模基準を規定することを選択すべきであると示している。ASC は、規模は大きいが必要な情報を提供し、財務諸表利用者によって要求される開示を行う目的で上場していないような企業を確実にするために、規模の識閾が要請されるとしている（ASC [2010]）。

2011年、2012年に IASB が中小企業版 IFRS の最初の包括的なレビューを終えた後に、ASC は識閾の基準をレビューする予定である。レビューは、IASB の裁定に基づく改訂の必要性を評価されるだろう。

4.4. 子会社および中間持株会社

子会社あるいは中間持株会社である企業は、公的な説明責任を有していないが、外部利用者に対して一般目的財務諸表を公表している場合は、当該企業の財務諸表に中小企業版 SFRS を適用した報告ができる（ASC [2010], par.10）。

親会社が完全版 SFRS を適用している企業の子会社、または完全版 SFRS を適用している連結グループの一部である子会社は、当該子会社が公的な説明責任を有しておらず、中小企業の適格基準を満たしているのであれば、当該子会社の財務諸表に中小企業版 SFRS を適用することができる。

4.5. 初度適用の適正期間

当該企業が連続する 2 期の各財務報告期間に、適格基準を満たしている場合、中小企業版 SFRS を選択適用することが可能である。

会社法に基づいて新たに設立された企業については、中小企業版 SFRS は設立 1 年目と 2 年目に選択適用することが可能である。ただし、当該企業が完全な財務報告期間に対して、前述の適格基準に合致している必要がある。

4.6. 適用事例

(1) 適用の中止

初度適用に際し、中小企業版 SFRS が適用可能であれば、企業は適用を継続するであろう。中小企業版 SFRS 適用企業が適用を中止した場合、その後、上述の初度適用の基準を満たしていれば、再び中小企業版 SFRS を適用することが可能である（ASC [2010], par.14）。

(2) 連続する 2 期の適格性

ある事業年度に中小企業として適格である企業が、次の事業年度には中小企業でない場合でも、連続する 2 期に渡って規模の識閾基準を満たさなくなるまで、当該企業は中小企業版 SFRS による報告に適格であることが継続する。たとえば、2012年度末と2013年度末に適格でなければ、2014年度末に完全版 SFRS に移行しなければならない。

ある事業年度に中小企業として適格でなかった企業が、次年度には中小企業になった場合、連続する 2 期に渡って中小企業であると決定されるまでは、中小企業版 SFRS による報告が適格であるとみなされない。たとえば、2012年度末と2013年度末に中小企業として適格である場合に初めて、2014年度末に中小企業版 SFRS の適用が可能となる（ASC [2010]）。

(3) 新規設立

新しく設立された企業が設立初年度に中小企業版 SFRS を適用することについては、次のよう

に考えられている。新規設立企業は、前年度の適格性を確認することはできないが、設立後最初の2期に中小企業版 SFRS を適用することが可能である。新規設立企業の扱いについてまとめたものが、表3 (ASC [2010], p.6) である。

表3から、設立初年度と次年度には中小企業版 SFRS が適用できることが明らかである。第3年度については、それ以前の連続する2期が中小企業の適格性を満たさない②の場合にのみ、中小企業版 SFRS の適用が不可となる。第4年度については、当該年度の状況にかかわらず、それ以前の連続する2期が中小企業の適格性を満たす①の場合にのみ、中小企業版 SFRS の適用が可能となることがわかる。第5年度と第6年度に関しても同様に、2期連続して中小企業の基準を満たす場合には翌期の中小企業版 SFRS が適用可能で、2期連続して中小企業の基準をみなさない場合は翌期の中小企業版 SFRS の適用ができないということがわかる。

表3 新規設立企業の中小企業版 SFRS の適用

①		第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度
	中小企業であるか	いいえ	はい	はい	いいえ	いいえ	はい
	中小企業版SFRSの適用	○	○	○	○	○	×
②		第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度
	中小企業であるか	いいえ	いいえ	はい	はい	はい	はい
	中小企業版SFRSの適用	○	○	×	×	○	○
③		第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度
	中小企業であるか	はい	いいえ	いいえ	はい	はい	はい
	中小企業版SFRSの適用	○	○	○	×	×	○

(4) 適用時期

中小企業版 SFRS の選択適用については2010年に決定されているが、早期（2011年1月1日以前）の適用は認められていない。また、2011年1月1日以降であれば、適格企業が選択すれば、いつからでも適用が可能である。

5. 中小企業版 IFRS と中小企業版 SFRS の相違

5.1. 構成

中小企業版 IFRS と中小企業版 SFRS の構成を比較したものが、次ページの表4である。中小企業版 IFRS は30の基準、中小企業版 SFRS は35の基準で構成されているが、内容に大きな違いはない。

中小企業版 SFRS 「第4号財政状態計算書」、「第5号包括利益計算書」、「株主持分変動計算書および損益計算書、利益剰余金計算書」および「第8号注記」については、中小企業版 IFRS 「第3号財務諸表の表示」の中に含まれている。中小企業版 IFRS 「第17号金融資産」は、中小企業版 SFRS に含まれていない。しかし金融商品については、中小企業版 SFRS 「第11号基本的金融商品」および「第12号その他の金融商品」に規定されている。

その他、基準の順序が異なる項目もあるが、全体の構成としては同じである。

5.2. 相違点

完全版 IFRS と完全版 SFRS については、リース、不動産建設による収益計上、協同組合に対する組合員の持分および金融商品等に関して、若干の相違にとどまっている。中小企業版に関しても、大幅な差異はない。研究開発費に関して、完全版 SFRS において研究費は償却対象であるが、開発費は資産計上することとなっている。一方、中小企業版 SFRS においては、研究開発費は費用として計上できる。また、有形固定資産に関して、完全版 SFRS においては再評価が可能であるが、中小企業版 SFRS では原価で計上されるので、評価額の変動はない。

表 4 中小企業版 IFRS と中小企業版 SFRS の構成

中小企業版IFRS	中小企業版SFRS
1 中小企業版IFRSの範囲	1 小企業
2 諸概念及び広く認められた諸原則	2 諸概念及び広く認められた諸原則
3 財務諸表の表示	3 財務諸表の表示
	4 財政状態計算書
	5 包括利益計算書
	6 株主持分変動計算書および損益計算書、 利益剰余金計算書
4 キャッシュ・フロー計算書	7 キャッシュフロー計算書
	8 注記
5 連結財務諸表及び個別財務諸表	9 連結財務諸表及び個別財務諸表
6 企業結合及びのれん	19参照
7 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	10 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬
	11 基本的金融商品
	12 その他の金融商品
8 棚卸資産	13 棚卸資産
9 関連会社に対する投資	14 関連会社に対する投資
10 ジョイント・ベンチャーに対する投資	15 ジョイント・ベンチャーに対する投資
11 投資不動産	16 投資不動産
12 有形固定資産	17 有形固定資産
13 のれん以外の無形資産	18 のれん以外の無形資産
	19 企業結合及びのれん
	20 リース
	27参照
14 資産の減損	21 引当金及び偶発事象
15 引当金及び偶発事象	22 負債及び持分
16 負債及び持分	
17 金融資産	20参照
18 リース	26参照
19 株式報酬	28参照
20 従業員給付	29参照
21 法人所得税	
22 収益	23 収益
23 政府補助金	24 政府補助金
24 借入費用	25 借入費用
	26 株式報酬
	27 資産の減損
	28 従業員給付
	29 法人所得税
25 外貨換算	30 外貨換算
26 超インフレーション	31 超インフレーション
27 後発事象	32 後発事象
28 関連当事者に関する開示	33 関連当事者に関する開示
29 特殊活動	34 特殊活動
30 中小企業版IFRSへの移行	35 中小企業版SFRSへの移行

6. おわりに

シンガポールにおいては、2012年までに SFRS の IFRS への完全なコンバージョンを行うことになっているが、あくまでも名称はシンガポール基準を用いる。これによりカーブアウトの権限を残していると考えられる。中小企業版に関しても同様のコンバージョンが行われると想定されるが、シンガポール固有の状況についても着目しておく必要がある。

たとえば、シンガポール市場の成長性が指摘できる。シンガポール証券市場への新規上場企業数は、東京証券取引所を上回っている。新規上場数ほど上場企業数は増加していないので、一定の基準により上場の適正な審査が行われていると考えられるが、市場成長性が顕著であることが明らかである。また、外国企業の割合が高いことから、積極的に外資を導入している、あるいは導入せざるを得ない状況がわかる。

数少ない IFRS との相違点として、不動産の建設による収益計上の会計処理が挙げられる。IFRIC 第15号によると、契約が IAS 第11号「工事契約」の適用範囲内であり、その結果を信頼性をもって見積もることができる場合には、企業は IAS 第11号に従って、進捗度を参照して収益を認識すべきであるが、契約が IAS 第11号の定義に該当していない場合には、契約は IAS 第18号「収益」の適用範囲内となる。IFRIC 第15号では工事進行基準を適用する場合を示しているが、適用要件を満たすケースは少ないとみられ、工事の完成まで収益を繰り延べることになる。しかし、シンガポールにおいては不動産開発および投資が活発であり、コンドミニアムなどを完成前に販売するために工事の進行に伴う売上の段階的計上認められている。

中小企業版 SFRS に関しても、完全版 SFRS と同様に、中小企業版 IFRS のレビューを受けて改訂される可能性があるが、コンバージェンスへの動きをシンガポールの特徴を踏まえて注視する必要がある。

【参考文献】

- 1) ASC [2011], Singapore Financial Reporting Standard for Small Entities, [http://www.asc.gov.sg/attachments/SFRS%20for%20SEs%20\(Standard\)-z.pdf](http://www.asc.gov.sg/attachments/SFRS%20for%20SEs%20(Standard)-z.pdf).
- 2) ASC [2010], Singapore Financial Reporting Standard for Small Entities – ASC Statement on Applicability, [http://www.asc.gov.sg/attachments/SFRS%20for%20SE%20\(Statement\)-z.pdf](http://www.asc.gov.sg/attachments/SFRS%20for%20SE%20(Statement)-z.pdf).
- 3) 河崎照行監訳『シンプル IFRS』中央経済社, 2011
- 4) 大迫孝史「アジア・太平洋諸国における IFRS への対応」『企業会計』Vol.61, No.1 中央経済社, 2009
- 5) 松田修「会計基準の国際的統一化に向けたシンガポールの対応と諸問題」『経営学研究』第13巻第1号, 2003
- 6) 日本経団連企業会計部会他「インド・シンガポールミッション報告」, http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/journal/pdf/1005_jicpa.pdf., 2010
- 7) 長南伸明「シンガポール証券市場の概要」『情報センサー』Vol.58, <http://www.shinnihon.or.jp/shinnihon-library/publications/pdf/issue/info-sensor/2011/info-sensor-2011-03-07.pdf>., 2011